

## 高等学校就学支援金について

国の「高等学校就学支援金制度」により、授業料の支援として「就学支援金」が支給されます。支給対象は、保護者の「市町村民税所得割額」が304,200円（年収910万円程度）未満の世帯となります。

支給対象となった場合は、毎月の納入金が減額されます。

目安となる年収	支給金額（月額）	授業料差し引き額	毎月の納入金額（実払）
250万円未満	24,750円	7,250円	11,250円
250万～350万円	19,800円	12,200円	16,200円
350万～590万円	14,850円	17,150円	21,150円
590万～910万円	9,900円	22,100円	26,100円
910万円以上	0円	32,000円	36,000円